

田原市乾燥生ごみ交換事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策として、市民に対し電気生ごみ処理機（以下「処理機」という。）で処理された乾燥生ごみをトイレトーパー等と交換すること（以下「本事業」という。）により、市民による生ごみの自家処理の推進及びごみ排出量の削減を図り、もって減量意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 市が実施するアンケート調査に協力できる者

(乾燥生ごみの範囲)

第3条 本事業で取り扱う乾燥生ごみは、家庭から出た生ごみを処理機で乾燥させたもので、異物や腐敗のないものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げるものは、本事業の対象としない。

- (1) 事業活動から出る生ごみを乾燥させたもの
- (2) 骨、貝殻、卵の殻、柑橘類の皮、たまねぎの皮、筍の皮等分解しづらいもの
- (3) ガム、乾麺、多量の液体、粉末等を投入したもの
- (4) ビニール、金属等
- (5) その他本事業の対象とすることが不適当と市長が判断するもの

(交換手続)

第4条 乾燥生ごみの交換を行おうとする者（以下「交換者」という。）は、田原市乾燥生ごみ交換申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 交換者は、前項の規定による申込みに当たり、運転免許証、健康保険証、個人番号カード、パスポートその他の官公署が発行し本人であることが確認できる書類等を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による交換の申込みを適当と認めるときは、その旨を交換者に通知し、田原市乾燥生ごみ交換台帳（様式第2号）に必要事項を記入し、乾燥生ごみの交換を行うものとする。

(乾燥生ごみの交換)

第5条 乾燥生ごみの交換の品等は、別表に定めるとおりとし、交換の品は交換者が選択する。この場合において、交換する乾燥生ごみの重量に同表に規定する1単位未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定により交換した乾燥生ごみは、公共施設において肥料として使用する。

(交換場所)

第6条 乾燥生ごみの交換場所は、田原市役所市民環境部廃棄物対策課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、乾燥生ごみの交換に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後の乾燥生ごみの交換の申込みについて適用し、同日前の乾燥生ごみの交換の申込みについては、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

交換の品	交換数量	乾燥生ごみ重量（1単位）
雑がみ回収袋	1枚	200グラム
トイレットペーパー	1個	400グラム
ボックスティッシュ	1箱	500グラム

備考 この表の乾燥生ごみ重量（1単位）の欄に掲げる重量を1単位とし、交換する乾燥生ごみ1単位をもって各交換の品の交換数量の欄に掲げる数量と交換するものとする。